

表3(2) 事業段階関係区長(中央区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	騒音・振動(つづき)	
項目	騒音・振動	この状況を下回るものと考えます。従って詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働を図り、影響の低減に努めます。 ⑥建設機械のアイドリソングラストップを遵守し、不必要な空ぶかしの防止に努めます。 ⑦最新の排出ガス対策型建設機械(第3次基準値相当の建設機械)をできる限り使用するにより、汚染物質排出量の低減を図ります。 ⑧工事着手時点において、燃費基準達成建設機械や低炭素型建設機械の普及状況を勘案し、これらの建設機械をできる限り使用することにより、汚染物質排出量の低減及び燃料消費の削減を図ります。
項目	騒音・振動	なお、今後施工者を決定し、詳細な施工計画を作成する中で、計画地に隣接した建物があることに留意する等、周辺への配慮等を含めて、総合的に検討し、影響の低減に努めます。
項目	騒音・振動	工事の実施に当たっては、評価書案(本編p.138)に示した下記の工事用車両についての環境保全のための措置を確実に実施することにより、騒音への影響の低減に努めます。 ①資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、周辺道路の通学時間帯やラッシュ時を避けるよう配慮するとともに、工事用車両が集中しないように努めます。 ②可能な限り車両台数の削減を図り、騒音及び振動の低減に努めます。 ③工事用車両による道路交通の騒音及び振動への影響の軽減対策として、次の事項を施工者に指示し、運転者への指導・教育を徹底します。 ・規制速度を遵守します。 ・急発進、急加速を避けます。 ・積載量を遵守します。 ・工事用車両の走行ルート及び走行時間を限定します。 ・待機中の工事用車両はアイドリソングラストップを遵守し、不必要な空ぶかしを禁止します。 ・作業員の通勤には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を削減します。
項目	騒音・振動	工事の施工中、工事用車両の走行に伴う騒音が一部の地点で環境基準値を超過することから、次の事項に留意するとともに、十分な対策を講じること。 (1)工事用車両の走行に当たっては、過積載を防止するとともに、当該路線の規制速度を遵守すること。 (2)工事用車両の使用の抑制を図ること。

表3(3) 事業段階関係区長(中央区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	騒音・振動(つづき)	
項目	騒音・振動	なお、今後施工者を決定し、詳細な施工計画を作成する中で、計画地に隣接した建物があることに留意する等、周辺への配慮等を含めて、総合的に検討し、影響の低減に努めます。 ②建設工事には、可能な限り低騒音型の建設機械を使用するなど、騒音の低減に努めます。 ③建設工事にあたっては低振動工法の採用など、振動の低減に努めます。 ④工事区域には、鋼製仮囲い(高さ約3m)を設置します。 ⑤建設機械の配置については、1ヶ所で集中稼働することのないよう計画します。 ⑥既存建築物の解体作業に当たっては、必要に応じて、防音シートの採用等により騒音の低減に努めます。 ⑦建設機械は常に点検・整備を行い良好な状態で使用し、騒音及び振動の発生を極力少なくするように努めます。 ⑧作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分検討します。
項目	日影	なお、今後施工者を決定し、詳細な施工計画を作成する中で、計画地に隣接した建物があることに留意する等、周辺への配慮等を含めて、総合的に検討し、影響の低減に努めます。
項目	日影	計画建物による周辺地域への日影の影響については、今後も適時地元住民に対して説明するなど、情報提供に努めます。
項目	日影	日影による周辺地域への影響について、地元住民に対して丁寧な説明を行うこと。

表3(4) 事業段階関係係長（中央区長）の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	電波障害	
項目	電波障害について、工事終了後にも本再開発事業が原因と認められる電波障害について、対策に努めること。	電波障害については、評価書案（本編p.177）に示した下記の工事の施行中及び工事の完了後の環境保全のための措置を確実に実施することにより、テレビ電波の受信障害が発生しないように適切な障害対策を講じます。 工事の施行中 ①工事の施行中に、高所に設置されるタワークレーンについては、未使用時には電波到来方向を考慮し、障害の起こりにくい方向にアームを配置します。 ②計画建物の工事に起因して新たな電波障害が生じた場合には、適切な障害対策を講じます。 ③地上躯体が立ち上がる前には、電波障害に関する相談窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。
項目	建設後（対策後）、領域Aであった風環境評価が領域Bに悪化する地点があることかわら、事後調査などにおいてその状況を把握し、必要に応じて植栽を行う等の対策に努めること。	工事の完了後 ①計画建物に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、速やかにCATVの活用等適切な障害対策を講じます。 ②既設の共同受信施設に対して、新たな電波障害が生じた場合にはCATVの活用等適切な対策を講じます。 ③電波障害の予測地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が生じた場合には、CATVの活用等適切な対策を講じます。
項目	風環境	風環境については、工事の完了後に風向・風速の現地実測調査を1年間実施し、予測した風環境について検証を行います。予測結果よりも風環境が著しく悪化した場合には、防風植栽等の追加対策等を検討し、風環境の改善に努めます。
項目	景観	計画建物は、周辺建築物等との調和を図るとともに、東京都景観計画（平成23年4月改定版）で定められている色彩基準に適合した色彩を用いるなど、周辺環境及び都市景観に配慮した計画となるよう努めます。
項目	建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものと努めること。	

表3(5) 事業段階関係係長（中央区長）の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	その他	
項目	「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、本事業の進捗状況にあわせて関係者に対する事前説明を行うとともに、地域住民に対しても丁寧な説明を行うこと。	今後、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、適時関係者等の近隣住民に対して説明会を開催し、計画内容の説明を行います。また、工事の実施に当たっては、工事内容の情報提供に努め、地元の皆様からのご理解・ご協力を頂きながら事業を進めます。 工事の実施に当たっては、住民からの問合せや苦情等に対する相談窓口を設け、苦情等に対して速やかに対応できる体制を整備します。また、工事の完了後においても誠意をもって対応します。
項目	工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問合せや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。	

表4(1) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要	
項目	大気汚染	項目	騒音・振動
	工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。		工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および始動への騒音の防止に努められたい。
	<p>工事の実施に当たっては、評価書案(本編p.101)に示した下記の工事用車両についての環境保全のための措置を確実に実施することにより、大気質への影響の低減に努めます。</p> <p>①土砂運搬車など粉じんの飛散等が起りやすい工事用車両には、飛散防止のシートを使用します。</p> <p>②土砂や資機材の搬出入車両のタイヤに着した泥土の水洗いを行うため、洗車設備を出入口付近に設置し、土砂により計画地周辺道路を汚損しないよう配慮します。</p> <p>③工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配置し、清掃に努めます。</p> <p>④工事用車両の排気による大気汚染を軽減するため、可能な限り最新排出ガス規制適合車や低燃費車を使用します。</p> <p>⑤資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、周辺道路の通学時間帯やラッシュ時を避けるよう配慮するとともに、工事用車両が集中しないように努めます。</p> <p>⑥可能な限り車両台数の削減を図り、汚染物質排出量の低減に努めます。</p> <p>⑦工事用車両による影響の軽減対策として、次の事項を施工者に指示し、運転者への指導・教育を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制速度を厳守します。 ・急発進、急加速を避けず。 ・積載量を厳守します。 ・工事用車両の走行ルート及び走行時間を限定します。 <p>・待機中の工事用車両はアイドリングストップを遵守し、不必要な空ぶかしを禁止します。</p> <p>・作業員の通勤には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を削減します。</p>	<p>なお、今後施工者を決定し、詳細な施工計画を作成する中で、計画地に隣接した建物があることに留意する等、周辺への配慮等を含めて、総合的に検討し、影響の低減に努めます。</p> <p>工事用車両の走行ルートについては、所轄警察署等の関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。</p> <p>また、工事用車両の走行に当たっては、評価書案(本編p.138)に示した下記の環境保全のための措置を確実に実施することにより、騒音への影響の低減に努めます。</p> <p>①資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、周辺道路の通学時間帯やラッシュ時を</p>	

表4(2) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要	
項目	騒音・振動(つづき)	項目	電波障害
	避けよう配慮するとともに、工事用車両が集中しないように努めます。		評価書案のとおり対応されたい。
	<p>②可能な限り車両台数の削減を図り、騒音及び振動の低減に努めます。</p> <p>③工事用車両による道路交通の騒音及び振動への影響の軽減対策として、次の事項を施工者に指示し、運転者への指導・教育を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制速度を厳守します。 ・急発進、急加速を避けず。 ・積載量を厳守します。 ・工事用車両の走行ルート及び走行時間を限定します。 <p>・待機中の工事用車両はアイドリングストップを遵守し、不必要な空ぶかしを禁止します。</p> <p>・作業員の通勤には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を削減します。</p>		<p>評価書案(本編p.177)に示したとおり、計画建物の配置・形状等を検討し、周辺への日影の影響が可能な限り小さくなるよう配慮するなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、日影への影響の低減に努めます。</p>
項目	環境	項目	評価書案のとおり対応されたい。
	評価書案(本編p.194)に示したとおり、低層部の配置により地上付近への吹き降ろしの影響を低減するなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、環境への影響の低減に努めます。		評価書案(本編p.177)に示したとおり、計画建物の起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、遅やかにCIA TVの活用等適切な障害対策を講じるなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、電波障害の影響の防止に努めます。

表4(3) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	景観	
評価書案のとおり対応されたい。	事業計画にあたっては、行幸通りから東京駅丸の内駅舎を正面に望む眺望において、東京駅へのビスタ景を際立たせるよう配膳、形態、意匠及び屋外広告物の表示について、夜間景観も含めて配慮を願いたい。	評価書案(本編p.217)の行幸通りからの眺望に示すとおり、計画建物は行幸通りを軸とした建築物群と連続した景観が形成されると予測します。 計画建物の配置は、「東京駅丸の内駅舎の周辺の景観誘導区域」を遵守し、行幸通りからの景観に配慮します。 また、形態・意匠については、周辺建築物等との調和を図ります。 屋外広告物については、評価書案(本編p.209)に示した東京都景観計画による一般地域(建築物の建築等)及び大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準に適合した計画とします。 なお、夜間景観については、周辺建築物等との調和を図るデザインとして、今後更なる検討を進めます。
計画地内には周知の文化財は確認されていませんが、評価書案(本編p.41)に示したとおり、今後とも中央区と調和を図り、未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等の法令に基づき適切な措置を講じます。		

●東京都告示第千四百九十三号

東京都統計調査条例(昭和三十二年東京都条例第十五号)第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月五日

東京都知事 舛添 要一

一 統計調査の名称

平成二十七年東京都福祉保健基礎調査(都指定統計調査第四号)

二 目的

東京都内における高齢者の生活実態を明らかにし、高齢者福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

- (一) 基本事項
 - (二) 健康
 - (三) 医療
 - (四) 介護サービス等
 - (五) 認知症
 - (六) 住まい
 - (七) コミュニケーション
 - (八) 不安や悩み事
 - (九) 社会参加
 - (十) 就労
 - (十一) 経済状況
 - (十二) 行政への要望
- 四 調査の対象範囲

東京都内に居住する調査基準日現在六十五歳以上の在宅の高齢者を対象とし、住民基本台帳から無作為に抽出した六千人を客体とする。

五 実施方法

調査員が調査対象者を訪問し、面接聞き取りの上、調査票を作成する(面接他計式)。

六 調査時期

平成二十七年十月十四日から同年十一月十三日まで

七 調査基準日

平成二十七年十月十四日

八 調査票

調査票は、次の東京都福祉保健基礎調査票とする。

秘

総務省 提出済

東京都指定統計調査第4号

この調査票に記入された事項は、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、おりのままを記入してください。



「平成27年度東京都福祉保健基礎調査」調査票
(平成27年10月14日現在)

回答状況	調査不能				
	1 回答	2 転出	3 不在	4 拒否	5 その他

調査番号	
地区番号	対象者番号

調査地区	区市町
調査員氏名	

基本事項

【回答者】

本アンケート調査票を回答される方はどなたですか。次の中から○を1つつけてください。

※記入のみが代理の方で、対象者本人が回答した場合は、「1対象者本人」に○をしてください。

1 対象者本人

- 対象者本人が回答できない場合のみ、代理の方がお答えください。-----
- 2 代理の方(家族・親族)
- 3 代理の方(その他(ホームヘルパーなど))

【本人の状況】

問1～7についてそれぞれあてはまるものに○、または数字を記入してください。

問1 性別	問2 年齢	問3 配偶者の有無	問4 子供の人数	問5 健康
1 男 2 女	平成27年 10月14日現在 ()歳	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	※別居している子供を含む。 1 いる 2 いない 人数は何人 ()人	1 よい 2 まあよい 3 おつう 4 あまりよくない 5 よくない

問6 最長職業
(あなたが今までに一番長く従事した仕事)

- 1 自営業者(家族従業員を含む。)
- 2 正規の職員・従業員
- 3 会社などの役員
- 4 契約・派遣・臨時・パート
- 5 家事専業(専業主婦・主夫)
- 6 仕事に就いたことはない
- 7 その他の就業()

【問6-1】 1～4を選んだ方は、次の中から○を1つつけてください。

1 管理的な仕事	7 農林漁業の仕事
2 専門的・技術的な仕事	8 生産工程の仕事
3 事務の仕事	9 輸送・機械運転の仕事
4 販売の仕事	10 建設・探掘の仕事
5 サービスの仕事	11 運輸・清掃・包装などの仕事
6 保安の仕事	12 その他の仕事

問7 介護の状況

あなたは、家族・親族の介護(世話・見守りなどを含む。)をしていますか。
※同居・別居は問いません。
※時間の長短は問いません。

- 1 している
 - 2 していない
- その方はどなたですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 親
- 2 配偶者の親
- 3 配偶者
- 4 子供
- 5 その他の親族

【世帯員の状況】

《現在、ご家族はどと同居している方にお聞きします。》

【問8】 同居している家族など一人ずつについて、空欄に数字で記入してください。

※ 記入の対象となる世帯員は、調査日現在、住居と生計を共にする方です(一時的に不在の方を含みます。)

① 本人との続柄	② 年齢	③ 就業状況
1 配偶者	平成27年 10月14日 現在	1 自営業(家族従業員を含む。) 2 正規の職員・従業員 3 会社などの役員 4 契約・派遣・臨時・パート 5 シルバー人材センターの会員 6 その他の就業() 7 家事専業(専業主婦・主夫) 8 仕事に就いていない
2 息子(配偶者あり)		
3 息子の配偶者		
4 息子(配偶者なし)		
5 娘(配偶者あり)	()歳	
6 娘の配偶者		
7 娘(配偶者なし)		
8 孫またはその配偶者		
9 親		
10 その他		

《回答欄》

	① 本人との続柄	② 年齢	③ 就業状況
ア	① 本人との続柄	② 年齢	③ 就業状況
イ		歳	
ウ		歳	
エ		歳	
オ		歳	
カ		歳	
キ		歳	
ク		歳	

《記入例》

本人、配偶者(72歳、無職)、息子(37歳、会社員、配偶者なし)の3人暮らしの場合			
ア	1	72歳	8
イ	4	37歳	2

健康

《全員にお聞きします。》

【問9】 あなたのお体の状態について、現在の状況に最も近いものにそれぞれ○を1つつけてください。

	日常生活に支障はない	日常生活にほとんど支障はない	日常生活に多少支障がある	日常生活に支障がある
7 耳の聞こえ方※	1	2	3	4
4 目の見え方※	1	2	3	4
4 意思の伝達	1	2	3	4

※ 音段、補聴器や眼鏡を使用している方は、使用した状態でお答えください。

《全員にお聞きします。》

【問10】 あなたの日常生活の動作について、現在の状況に最も近いものにそれぞれ○を1つつけてください。

※ 自分でできるけれど、習慣的に誰かにやってもらっている場合は、「ひとりで全部できる」に○をつけてください。

日常生活動作	ひとりで全部できる	時間をかければひとりでできる	一部介助が必要	全面的な介助が必要
7 歩くこと※1	1	2	3	4
4 食べること	1	2	3	4
4 衣服の着替え	1	2	3	4
4 入浴	1	2	3	4
4 排泄つ	1	2	3	4
4 家事一般※2	1	2	3	4
4 金銭の管理	1	2	3	4
4 薬の管理	1	2	3	4
4 電話の利用	1	2	3	4

※1 音段、杖や車椅子などを使用している場合は、それらを使用した状態でお答えください。

※2 家事一般とは、食事の用意、掃除、洗濯などのこと。

《全員にお聞きします。》

【問11】 あなたの音段の食事の状況について、お聞きします。食事の用意などは主にどのようにしていますか。次の中から主なものに○を1つつけてください。

- 1 自分が調理
- 2 配偶者が調理
- 3 子供や他の家族、親族が調理
- 4 配食サービスなどの利用
- 5 スーパー・コンビニなどで惣菜、インスタント食品などを購入
- 6 外食
- 7 その他（ヘルパーが調理・デイサービスを利用・出前など）

《全員にお聞きします。》

【問12】 総合的に判断してお体の状態はいかがですか。次の中から○を1つつけてください。

※ まず左枠の4つの選択肢①～④の中から1つ選び、隣の右枠の2つの数字のうち、あてはまるものに○をつけてください。

※ できるけれど、していない場合は「できる」と考えて○をつけてください。

①日常生活のことはほぼ自分ででき、ひとりで外出できる	1	バス、電車などの公共交通機関を利用して、ひとりで遠くまで外出できる	2	隣近所への買い物や老人会などへの参加など、町内の距離程度の範囲までならひとりで外出できる
②食事、着替え、排せつはたいたい自分でできるが、外出するには介助が必要である	3	介助によりしばしば外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する	4	外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
③食事、着替え、排せつのいずれかにおいて部分的に介助を必要とし、日中もベッドでの生活が主であるが、椅子などに座ることができる	5	自分で重いすなどに座り、食事・排せつは介助が必要であるが、ベッドから離れて行うことができる	6	介助により重いすなどに座り、食事・排せつは介助が必要である
④1日中ベッドの上で過ごし、食事、着替え、排せつのいずれにおいても全面的な介助が必要である	7	自力で寝返りをうつことができる	8	自力で寝返りをうつことができない

《問12で3～8を選んだ方にお聞きします。》

【問12-1】 現在の状態になつてどのくらいになりますか。

年 月

【問12-2】 現在の状態になつた主な原因は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 脳血管疾患 (脳梗塞、脳卒中など)
- 2 骨折・転倒
- 3 認知症
- 4 関節疾患 (リウマチなど)
- 5 パーキンソン病
- 6 心臓病
- 7 脊髄損傷
- 8 糖尿病
- 9 呼吸器疾患 (肺炎、肺気腫など)
- 10 視覚・聴覚障害
- 11 悪性新生物 (がん)
- 12 高齢による衰弱
- 13 その他 ()
- 14 不明
- 5

医療

《全員にお聞きします。》

【問13】 あなたは、現在、何らかの傷病にかかっていますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

1 肥満症	24	潰瘍の病気 (虫歯を含む。)
2 糖尿病	25	アトピー性皮膚炎
3 脂質異常症 (高コレステロール血症)	26	その他の皮膚の病気
4 甲状腺の病気	27	腰痛
5 うつ病やその他のこころの病気	28	関節リウマチ
6 認知症	29	関節症
7 パーキンソン病	30	肩こり症
8 その他神経系の病気 (神経痛・麻痺等)	31	腰痛症
9 眼の病気	32	骨粗しょう症
10 耳の病気	33	腎臓病
11 高血圧症	34	前立腺肥大症
12 脳卒中(脳出血、脳梗塞等)	35	閉経期又は閉経後障害 (更年期障害等)
13 狭心症・心臓病	36	骨折
14 その他循環器系の病気	37	骨折以外のけが・やけど
15 急性脳炎(かぜ)	38	貧血・血液の病気
16 アレルギー性鼻炎	39	悪性新生物 (がん)
17 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	40	その他 ()
18 喘息	41	特になし → 《問14へ》
19 花粉症		
20 その他の呼吸器系の病気		
21 胃・十二指腸の病気		
22 肝臓・胆のうの病気		
23 その他の消化器系の病気		

《問13で1～40を選んだ方にお聞きします。》

【問13-1】 あなたは、現在、何らかの傷病のために通院していますか。次の中から○をつけてください。

※ 通院と往診(訪問診療)の両方を利用している場合は、より頻度の多い方をお答えください。

1 通院している
2 往診(訪問診療)してもらっている
3 通院していない

《問14へ進んでください。》

【問13-2】 過去1か月の総通院日数は何日ですか。

【問13-3】 あなたの通院状況についてお聞きします。次の中から主なものに○を1つつけてください。

- 1 ひとりで通院している
- 2 家族の付き添い
- 3 友人・知人の付き添い
- 4 ヘルパーの付き添い
- 5 NP0・区市町村などの移送サービス
- 6 その他 ()

《全員にお聞きします。》

【問 14】 現在、かかりつけ医はいますか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 いる
- 2 いない

《全員にお聞きします。》

【問 15】 あなたが健康の維持増進のために気をつけているのはどのようなことですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 食生活に気をつける
- 2 休養や睡眠を十分とる
- 3 ストレスをためない
- 4 規則正しい生活を送る
- 5 散歩やスポーツをする
- 6 できるだけ外出をする
- 7 地域の活動に参加する
- 8 定期的に健康診断を受ける
- 9 お酒を飲み過ぎない
- 10 タバコを吸わない
- 11 その他 ()
- 12 特に気をつけていない

介護サービスなど

《全員にお聞きします。》

【問 16】 あなたは、現在、介護保険制度の要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）を受けていますか。

- 1 認定を申請していない
- 2 認定を申請中
- 3 認定を申請したが、「自立」と認定された
- 4 認定を受けている

《問 17へ進んでください。》

《問 16で1を選んだ方にお聞きします。》

【問 16-1】 介護保険制度の要介護認定を申請していない理由は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 健康なので、利用する必要がないから
- 2 制度がよくわからないから
- 3 手続きの仕方がよくわからないから
- 4 手続きするのが面倒だから
- 5 家族などの介護で十分だから
- 6 他人を家に入れたくないから
- 7 介護保険サービスを利用すると経済的に負担だから
- 8 その他 ()

《問 16で4を選んだ方にお聞きします。》

【問 16-2】 現在の要支援・要介護度はいくつですか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 要支援 1
- 2 要支援 2
- 3 要介護 1
- 4 要介護 2
- 5 要介護 3
- 6 要介護 4
- 7 要介護 5

《全員にお聞きします。》

【問16-3】 あなたを家で介護している方は誰ですか。次の表の中からあてはまるものすべてに○をつけ、1～6を選んだ方は、その方の同居の有無、性別についてもお答えください。また、1～10を選んだ方は、そのうち最も介護をしている時間が長い方の番号を、□欄に記入してください。

介護をしている人	同居の有無	性別
1 配偶者	同居・別居	男・女
2 子供	同居・別居	男・女
3 子供の配偶者	同居・別居	男・女
4 孫またはその配偶者	同居・別居	男・女
5 兄弟姉妹	同居・別居	男・女
6 1～5以外の親族	同居・別居	男・女
7 ホームヘルパーなどの介護職員		
8 訪問看護師		
9 近所の人		
10 その他 ()		
11 介護は受けていない		

そのうち、最も介護をしている時間が長い方

□ 番

《全員にお聞きします。》

【問17】 あなたが今後介護が必要になり、在宅で介護を受ける場合、どのような介護を希望しますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。また、○をつけたものうち、最も希望する介護の番号を、□欄に記入してください。

※ 現在、介護を受けている方は、現況にかかわらず、望むあり方をお答えください。

- 1 家族や親族による介護
- 2 介護サービスを利用した介護
- 3 近所の人や知人による介護
- 4 その他 ()

□ 番

9

《全員にお聞きします。》

【問18】 日常生活を支援するサービス(民間・公的を問わない。)について、あなたの現在の利用状況と、今後の利用意向をお答えください。(サービスごとに(1)と(2)それぞれあてはまるものすべてに○をつけてください。)
※ 現在、利用していない方は、今後の具合が悪くなるなどで必要になった場合に利用したいサービスに○をつけてください。

サービス名	利用状況	
	(1)現在の利用状況 利用している	(2)今後の利用意向 (利用し続けたい)
ア 配食サービス	1	1
イ 家事援助(掃除、洗濯、買い物など)	2	2
ウ 簡単な家の修繕、電球の交換、部屋の模様替え等	3	3
エ コミ出し	4	4
オ 外出支援(車での送迎、付き添い等)	5	5
カ 通院の付き添い	6	6
キ 定期的な訪問(安否確認、話し相手となる等)	7	7
ク 緊急通報システム、火災安全システムの設置	8	8
ク 訪問理・美容	9	9
コ 身元保証制度	10	10
ク 葬儀の実施の契約 (あらかじめ預かった費用で、葬儀を行う)	11	11
ク 残存資料の片づけの契約(あらかじめ預かった費用で、死亡後に残った家財の片づけを行う)	12	12
ク 墓の管理	13	13
セ その他	14()	14()
リ 現在利用しているサービスまたは今後利用したいサービスはない	15	15

10

《全員にお聞きします。》

【問19】 あなたは、現在、介護予防や健康づくりのために、運動機能向上を目的とした活動などを行っていますか。(1)区市町村や保健所、地域の自主グループが実施している体操教室などの活動、(2)(1)以外の活動について、それぞれの参加の頻度としてあてはまるものに○を1つつけてください。また、(1)及び(2)で1～5を選んだ方は、その継続期間を□欄に記入してください。

※ 介護予防について
介護予防とは、「要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと」をい、国民は、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとされています。

	(1)区市町村や保健所、地域の自主グループが実施している体操教室などの活動	(2) (1)以外の活動
7週に2回以上	1	1
4週に1回程度	2	2
1月に2回程度	3	3
1月に1回程度	4	4
1年に数回程度	5	5
行っていない	6	6

(1)の継続期間

□ 年 □ か月

(2)の継続期間

□ 年 □ か月

11

《問19(1)で1～5を選んだ方にお聞きします。》

→【問19-1】 そのような教室などに参加したきっかけはどのようなものでしたか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 家族のすすめ
- 2 友人、仲間の誘い
- 3 医師、保健師などの医療従事者からのすすめ
- 4 自治会、町内会の誘い
- 5 ケアマネジャーのすすめ
- 6 身近な地域で教室が開催されていたから
- 7 自分に興味のある内容の教室が開催されていたから
- 8 区市町村の広報誌やホームページなどを見て関心を持ったから
- 9 料金が無料または安かったから
- 10 時間的な余裕があったから
- 11 適切な資格を持った指導員が指導してくれるから
- 12 健康・体力上の問題が解消されるから
- 13 その他（ ）

《問19(1)でも選んだ方にお聞きします。》

→【問19-2】 参加のために必要となる条件は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 身近な地域で教室が開催されるなど、参加しやすいこと
- 2 自分に興味のある内容の教室が開催されること
- 3 料金が無料または安いこと
- 4 一緒に参加する仲間がいること
- 5 どのような内容の教室・通いの場か、事前に丁寧にわかりやすい説明がされていること
- 6 参加して、介護予防の効果が感じられること
- 7 適切な資格を持った指導員が指導してくれること
- 8 健康・体力上の問題が解消されること
- 9 その他（ ）
- 10 どのような条件であっても、参加したいと思わない
- 11 わからない

12

《全員にお聞きします。》

【問20】 「ロボット」について、お伺いします。

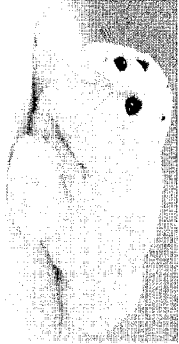
(1) あなたは、下図のようなコミュニケーションロボットを利用したいと思いませんか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 利用したい
- 2 利用したいと思わない
- 3 わからない

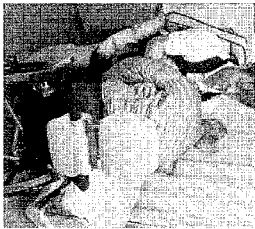
(2) あなたは、家族を介護する際（またはすることになったら）、下図のようなアシストスーツを利用したいと思いますか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 利用したい
- 2 利用したいと思わない
- 3 わからない

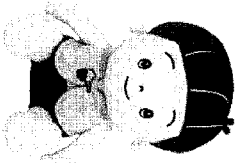
(1) コミュニケーションロボット
人間の呼びかけや動きを学習し、反応しておしゃべりをしたり、動いたりする動物型や人型ロボット



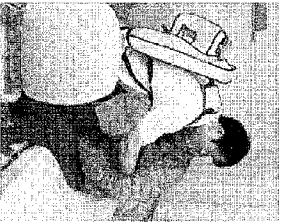
(2) アシストスーツ
体に装着することで、人を持ち上げる時の腰などへの負担を軽減してくれる装置



【出典】厚生労働省
福祉用具・介護ロボット実用化支援2014



【出典】東京都高齢者保健福祉計画
（平成27年度～平成29年度）



認知症

《全員にお聞きします。》

【問21】 「認知症」に関する以下の3つの項目について、あてはまるものにそれぞれ○を1つつけてください。

No	項目	回答
(1)	認知症の原因や状態によっては、早期に発見し、適切な治療を受けることによって、症状を軽くしたり、進行を遅らせることが可能なことを知っていますか。	1 知っていた 2 知らなかった
(2)	認知症になると何も分からなくなってしまうわけではなく、感情やプライドは保持されるため、本人は多くの不安や混乱を抱えることを知っていますか。	1 知っていた 2 知らなかった
(3)	あなたは、認知症になった場合に備えて、希望する暮らし方や財産管理について誰かに伝えたことがありますか。	1 伝えたことがある 2 伝えたことはない

《全員にお聞きします。》

【問22】 あなたは、お住まいの地域や職場で、認知症について学ぶ次のような講座や学習会が行われた場合、参加したいと思いませんか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 認知症についての医学的知識
- 2 認知症の人に対する介護の仕方・接し方
- 3 認知症の本人やその家族、介護者の経験談
- 4 認知症についての相談窓口、相談先
- 5 認知症になった場合に利用できる制度
- 6 認知症が進行した後に備えて自分の意思を伝えるための法制度
- 7 その他（ ）
- 8 参加したいと思わない

《全員にお聞きします。》

【問 23】 「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」についてお伺いします。あなたはこれらの制度を知っていましたか。また今後利用したいと思えますか。それぞれについて、○を1つつけてください。

※ 成年後見制度とは

認知症などの理由で判断能力の不十分な方に対し、成年後見人などが本人の意思を尊重し、財産を管理したり、生活に必要な様々な契約を結ぶといった支援をする制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。利用のための手続きに費用がかかります。

※ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは

判断能力に不安がある方を対象として、日常の金銭管理の支援や、福祉サービスの利用について相談や手続きの支援を行う制度。利用することに費用がかかります。

	(1) 成年後見制度	(2) 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)
7 認知度	1 知っている 2 中身は知らないが、言葉は聞いたことがある 3 知らない	1 知っている 2 中身は知らないが、言葉は聞いたことがある 3 知らない
4 利用意向	1 利用したい 2 利用したいと思わない 3 既に利用している 4 わからない	1 利用したい 2 利用したいと思わない 3 既に利用している 4 わからない

住まい

《全員にお聞きします。》

【問 24】 あなたが現在お住まいの住宅は、次のどれにあたりますか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 持家（一戸建て）
- 2 持家（分譲マンションなど）
- 3 民間賃貸住宅
- 4 都・区市町村の公営賃貸住宅
- 5 都市再生機構（旧公団）・公社などの賃貸住宅
- 6 借家（一戸建て）
- 7 高齢者向け住宅など（シルバーピア、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホームなど）
- 8 その他（ ）

《問 25 へ進んでください。》

《問 24 で 3～6 を選んだ方にお聞きします。》

→【問 24-1】 お住まいの月々の家賃（共益費を含む。）を、教えてください。

月額

万円

千円

《問 24 で 7 を選んだ方にお聞きします。》

→【問 24-2】 お住まいの月々の利用料を、教えてください。

※ 利用料には、室料、共益費、生活支援サービス（安否確認、食事提供、家事援助など）の費用を含みます。

月額

万円

千円